

Ⅱ 各論

第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進

現状と課題

- 1 良好な市街地の創出を図り、快適でゆとりある都市づくりを推進していくことは、将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現をめざすまちづくりの根幹となるものです。市では、基本構想や都市計画における都市づくりを明らかにした「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 2 市の行政区域7,334haのうち、森林や丘陵地等の自然地が7割を占め、台地部を中心に既存の集落や土地区画整理事業等により市街地を形成しており、市街化区域が15.7%（1,151.5ha）、市街化調整区域が84.3%（6,182.5ha）となっています。（平成24年12月19日現在）
- 3 震災や風水害に備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市域全域の課題を踏まえ、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用を誘導する必要があります。
- 4 計画的に市街化区域への編入を進めるとともに、土地区画整理事業や地区計画の導入など、地域住民の理解と協力の下での計画的な事業の推進が求められます。

基本方針

自立性の高い都市づくりに向け、住機能、産業系機能、緑環境等が適正に配置された魅力的な新市街地の形成を図るとともに、緑豊かな環境の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適でゆとりある都市づくりを進めます。

基本的取組の内容

1 計画的な土地利用の推進

- ① 都市計画マスタープランに基づく土地利用の推進
防災、福祉、産業、環境のまちづくりと連携して、都市計画マスタープランに掲げるまちの将来像をめざした土地利用を推進します。
- ② 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進
都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。
- ③ 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進
圏央道あきる野インターチェンジ及び日の出インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。

2 居住環境の整備

① 宅地開発事業等への指導

中高層建築物の建設、一定規模以上の開発行為等の宅地開発事業等に対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等との調和を図るよう、必要な指導を実施します。

② 地区計画による修復型まちづくりの推進

地区計画による地区施設整備計画が定められている地区においては、道路、広場などの基盤を整備し、修復型まちづくりを進めます。

③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進

市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理などにより長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。

3 市街地の整備

① 土地区画整理事業による新市街地の形成

武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。

② 新市街地の形成

周辺市街地の状況等により、土地利用転換が望まれる地区は、新市街地の形成を図ります。

③ 地籍調査事業の推進

地籍の明確化と土地情報の整備・充実を図るため、地籍調査事業を推進します。

第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成

現状と課題

- 1 市の緑の総量は、約5,100ha（市域の約70％）に及んでおり、その大半が丘陵部や山地の森林、農地です。また、市街地の中にも貴重な緑が数多く残されています。
- 2 崖線部にある約65haの樹林（崖線緑地）は、非常に特色ある緑であり、貴重な存在です。また、公園等の施設においても、緑の確保の取組が進んでいます。
- 3 公園等は適正に管理するとともに、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を開始するなど、市民等が自発的に取り組む緑化、美化、清掃等を支援しています。
- 4 計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図る必要があります。

基本方針

市民に親しまれ、憩いの場である公園や都市緑地等の整備を進めるとともに、市民が快適な生活を送ることができる良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。

基本的取組の内容

1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組

① 緑確保の総合的な方針の策定

計画的に緑の保全と創出を図るため、生物多様性地域戦略を踏まえた緑地の配置など、緑確保の総合的な方針を策定します。

② 魅力ある景観づくりの推進

豊かな自然環境、歴史、文化、市街地などの地域特性を生かした景観づくりを進めます。

③ アダプト制度による市民参加の推進

道路、水路、公園等の公共施設において市民等が自発的に緑化、美化、清掃等の活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度による市民参加を推進します。

2 公園・緑地の整備保全

① 公園・緑地の計画的な整備

市民に親しまれ、憩いの場であり、火災の延焼防止機能も有する公園・緑地等の整備・確保に努めます。また、公園は安全に利用できるよう、適正に管理します。

② 崖線の緑地の保全

秋川、平井川等の河岸段丘に残された良好な緑は、生物多様性保全の観点からも貴重であるため、崖線の緑地の保全を図ります。一方、崩落の危険性のある場所では、市民の生命・財産を守るため、対策工事を促進します。

③ 各都立自然公園の遊歩道や休憩施設等の整備の促進

羽村草花丘陵、秋川丘陵及び滝山の各都立自然公園は、市民が自然に親しめるよう遊歩道や休憩施設等の整備を促進します。

第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして

第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

現状と課題

- 1 道路については、市内外を結ぶ幹線道路、地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが課題となっています。都市計画道路は20路線で、総延長が約38,620mあり、整備済延長は26,890mで、整備率は69.6%となっています。(平成24年4月1日現在)
- 2 公共交通機関であるJR五日市線の乗車人員は、平成20年度以降減少し、平成23年度の市内6駅合計の1日平均乗車人員は、24,645人となっていますが、利用者の利便性の一層の向上と輸送力の強化が求められています。
- 3 高齢化や地域の人口減少などにより、移動手段の確保が困難な地域があります。交通不便地域の解消、交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段の確保が求められています。
- 4 公共下水道の整備率は、都市計画決定面積約1,645haのうち、80.1%(約1,317ha)となっています。(平成25年3月末現在)今後、下水道管きよの適切な維持管理を推進し、下水道事業の安定的な運営に取り組む必要があります。

基本方針

都市計画道路等の整備を早期に進め、駅周辺の整備や公共交通機関の利便性の向上などにより、安全で利便性の高い都市基盤の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 道路の整備

① 都市計画道路の整備の推進

市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路のネットワーク化を図るため、都と連携し、建設を促進します。

② 地域の幹線道路の整備の推進

交通の利便性や防災性の向上を図るため、市道整備計画に基づき、計画的に地域の幹線道路の整備を推進します。

③ 広域幹線道路の電線類地中化の促進

安全で快適な通行空間を確保し、都市景観や防災性の向上を図るため、広域幹線道路の電線類の地中化を促進します。

④ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進【重点施策】

道路・橋りょうの長寿命化を図るため、道路舗装維持補修の優先順位や橋梁長寿命化計画に基づき、計画的、予防的な維持管理・更新を推進します。

⑤ 道路の緑化の推進

都市景観の向上や潤いのある歩行者空間の確保を図るため、歩道への植栽など、道路の緑化を推進します。

⑥ 道路のバリアフリー化の推進

道路利用者の安全確保を図るため、駅周辺を始めとする道路のバリアフリー化を推進します。

⑦ 生活道路の拡幅整備の推進

生活に密着した狭い生活道路は、市民の協力を得て、4.5メートル以上の幅員への拡幅整備を推進します。

2 交通体系の整備

① 地域内交通対策の検討・整備【重点施策】

交通手段を持たない市民や高齢者の移動手段を確保するため、市内循環バスの運行や交通不便地域対策を継続するとともに、総合的な地域内交通対策の検討・整備を進めます。また、路線バスやJR五日市線については、事業者への働きかけにより、利便性の向上に努めます。

3 下水道の整備

① 下水道整備事業の推進

汚水処理施設整備構想に基づき、下水道整備事業を推進します。

② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実

下水道施設については、民間活力を活用し維持管理を図るとともに、緊急時対応の充実を図ります。

③ 雨水排水幹線の整備

大雨による浸水被害を防止するため、水はけの悪い低地等の雨水排水幹線の整備に努めます。

④ 下水道整備区域における下水道利用の促進

下水道整備区域の未接続家屋者に対し、市広報紙、ホームページ等により下水道利用の周知を図ります。

⑤ 定期的な水質調査や指導等の実施

工場・事業場からの排水について、定期的な水質調査や指導等を実施します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第1節 地域特性を活かした産業誘致の推進

現状と課題

- 1 市内には、比較的小規模な事業所が点在しているほか、職住近接のまちづくりの一環として企業を誘導するために秋留台西地区や小峰台工業団地、菅生テクノヒルズ地区を整備しており、研究所や事業所が進出しました。
- 2 市街化区域内における産業系土地利用の割合は、8.2%となっており、西多摩6市町の割合の平均23.7%を大きく下回っています。
- 3 圏央道が東名高速道路に接続され、今後、東北自動車道等にも接続されることから、産業系土地利用への期待が高まっています。
- 4 生き生きとした活気あるまちづくりを進めるためには、地域産業の振興を促進して地域経済力の強化を図る必要があります。

基本方針

圏央道の整備効果を最大限に生かして地域経済力の強化を図るため、環境に恵まれた地域特性を活かした産業誘致を推進します。

基本的取組の内容

1 産業振興の推進

① 産業振興の推進

都心からの近接性や圏央道の整備効果などの優位性を活かしつつ、経済基盤として重要な役割をもつ産業の発展を図るとともに、新たな産業の創出・育成に向けて産業振興計画を策定し、その実施に当たっては、東京都との連携により施策を推進します。

2 産業誘致の促進

① 計画的な産業立地の誘導

圏央道の整備効果や都市基盤の投資効果を最大限に生かし、地域経済力の強化に資する産業系土地利用の増進を図るとともに、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮した産業基盤を整備し、計画的な企業立地を誘導します。特に、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地においては、産業系のまちづくりにより、一体的な企業立地を進めます。

② 新産業誘致の推進

新エネルギーやバイオテクノロジー等、環境に優しい産業を中心に積極的に企業誘致を推進します。なお、企業誘致に際しては、インターネット、企業専門誌等で地理的優位性をPRするとともに、新産業分野の企業に対し進出意向調査を実施します。また、産業の振興や雇用の促進を図るため、進出企業に対する奨励制度を検討します。

3 中小企業支援の推進

① 中小企業の育成

中小企業が地域の産業として、安定して経営できるよう異業種交流や研修会などを行うとともに、品質の向上や新産業への対応を図る取組を支援し、中小企業の育成を図ります。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第2節 活力ある商業の振興

現状と課題

- 1 平成7年の合併以降、増加していた卸・小売業事業所数は平成14年頃から、従業員数は平成16年頃からそれぞれ減少に転じ、現在も減少傾向にあります。従業者規模9人以下の事業所が80.0%を占めており、小規模の事業所が多くなっています。(平成19年6月1日現在)
- 2 広域的な集客力をもつ大型店や沿道型・郊外型の商業施設が進出する中、既存商店街への集客などが課題であり、商店街の活性化に取り組む必要があります。
- 3 商工業者の経営安定化を図るためには、商工業者の支援や後継者の育成に取り組む必要があります。

基本方針

商工会を始め関係機関との連携を強化し、商店街の集客力向上、活性化の取組などを支援するとともに、商工業後継者の育成支援や中小企業への融資制度の充実などに努め、活力ある商工業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 商業環境の整備

① 駐車場のあり方の検討

買物客が便利に安心して買い物ができるように、商店会等とともに駐車場のあり方について検討します。

② 適正な商業立地の誘導

大型店や沿道型・郊外型の商店の進出等に際しては、影響調査や周辺環境の調整を行い、適正な商業立地を誘導します。

③ 空き店舗の活用の促進

商店街での空き店舗の共同利用や集客力の強い業種の誘致など、空き店舗の活用を促進します。

2 経営安定化の支援

① 商工業者の支援

商工会と連携し、商品開発等に対する助成や研修、経営相談、商工業後継者の育成を行うなど、商工業者を支援します。

② 特色ある店舗づくりの支援

大型店ではできない、きめ細かい経営を図るため、商工会の事業と連携したイベント等を実施するなど、特色ある店舗づくりを支援します。

3 商店街活性化の促進

① 商店街振興プランの推進

商店街振興プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを進めます。

② 地域特性を活かした事業展開の支援

朝市、夕市、ナイトバザール、観光及び農業との連携など、あらゆる分野の地域特性を活かした事業展開を支援します。

③ 店舗共同事業の支援

複数の店舗が連携、協力し、消費者に魅力あるサービスの提供を図る店舗共同事業を支援します。

④ るのかーどの活用による顧客の確保・拡大の支援

「るのかーど」の活用により、消費者のニーズに応えるとともに、カード会員の年齢層を広げるなど、顧客の確保と拡大を支援します。

4 商工業者の基盤づくり

① 商業団体の支援・育成

個々の商店では不十分な情報収集、販売促進事業、施設整備、人材育成等に取り組む商業団体を支援し、育成を図ります。

② 高度化する情報技術を活かした商工業活動の支援

インターネットの活用等による商工業基盤強化や商工会、各種団体による情報提供等、高度化する情報技術を活かした商工業活動を支援します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興

現状と課題

- 1 市には、四季折々に表情を変える山々や秋川渓谷などの豊かな自然環境や五日市憲法草案、郷土芸能などの素晴らしい歴史や文化、貴重な地質・地形、化石などの自然遺産など、観光まちづくりに活用できる地域資源が豊富にあります。
- 2 豊かな自然の象徴である「秋川渓谷」のブランド化などにより、地域活性化に取り組んでいます。引き続き、観光推進協議会や地域住民、商工業者、観光業者等と連携し、地域経済を支える柱として観光産業を発展させる必要があります。
- 3 バーベキューなどの日帰り、イベントへの参加、宿泊、秋川渓谷瀬音の湯の利用等による入込観光客数は、延べ204万人となっています。
- 4 市制15周年記念事業として製作した映画「五日市物語」の上映や五日市物語展示場の開設などにより「東京のふるさと・あきる野」の魅力を発信しています。高度情報社会の進展により、インターネットやSNS等による情報提供の重要性が高まっています。

基本方針

「あるきたくなる街あきる野」をめざして、自然の豊かさと都市機能を併せ持った特長を生かした、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進め、地域住民、商工業者、観光業者等と連携し、観光業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 総合的な観光関連事業の推進

① 観光推進プランの推進

観光推進プラン「あきる野ふるさとプラン」に基づき、市域全体の観光施策を推進するとともに、貴重な地域資源の掘り起こしや地域との協働の取組、農商工や近隣自治体との連携など、「あるきたくなる街あきる野」をめざした効果的な観光振興を進めます。

② 秋川渓谷・郷土資源を活用した観光まちづくりの推進【重点施策】

秋川渓谷のブランド化や歴史・文化などの郷土資源の活用により、市民や事業者等と協働による観光まちづくりを推進します。

③ 秋川流域ジオパークの推進【重点施策】

秋川流域は、ミエゾウが発見されるなど、化石の宝庫といえる地域であり、この貴重な大地と自然・文化を活用して、秋川流域市町村の連携の下、地域住民や関係団体が主体となって、日本ジオパークの認定に向けた取組を進めます。

④ 武蔵五日市駅前市有地の有効活用に向けた取組の推進

武蔵五日市駅前の市有地については、秋川流域の地域資源を発信する観光交流拠点として、有効活用に向けた取組を推進します。

2 楽しく歩けるまちづくりの推進

① 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発

あきる野市、日の出町及び檜原村の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。

② 観光ルートの整備の推進

秩父多摩甲斐国立公園及び都立羽村草花丘陵、秋川丘陵、滝山の各都立自然公園については、遊歩道、トイレ、休憩施設等の整備を促進します。また、市民や観光客が気軽に散策できるよう遊歩道等の観光ルートの整備を推進します。

③ 駐車場及び公衆トイレ対策の検討

本市を訪れる観光客のために、公共施設の駐車場や民間駐車場の活用など、駐車場及び公衆トイレ対策について地域とともに検討します。

④ 交流のかけはしの周辺の整備の推進

観光レクリエーションの推進、地域住民の生活環境の向上等を図るため、交流のかけはし（あゆみ橋）周辺の整備についての検討を進めます。

3 イメージアップ作戦の推進

① 集客性の高いイベントの支援

観光情報の積極的な発信により、観光客の増加を図るとともに、市のイメージアップを推進するため、「あきる野映画祭」「ヨルイチ」等の集客性の高いイベントを支援します。

② 秋川の魅力ある川づくりの推進

鮎・ヤマメ釣りや川遊びなどに訪れる観光客が「自然に触れ、水に親しむ」ことができるよう、東京都、秋川漁業協同組合等の関係団体と連携して河川環境の整備・保全に努め、秋川の魅力ある川づくりを推進します。

③ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進【重点施策】

本市の観光情報を積極的に宣伝するため、インターネットや新聞、民間情報誌などの様々な媒体によるタイムリーな情報提供をするとともに、映画「五日市物語」や軍道紙等の地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進

現状と課題

- 1 市内3か所の直売所を拠点として、新鮮で安心・安全な農畜産物を供給する地産地消型農業の推進に向けて取り組んでいます。直売所で安定的に農畜産物を供給するためには、農業経営の規模拡大を図る必要があります。
- 2 農業従事者の高齢化が進行しているため、新規就農者を担い手として育成・確保する仕組みづくりが必要となっています。
- 3 遊休農地は、直売所に農産物を供給するための生産量の増加をめざした農地として活用することが求められています。また、市民が自然と触れ合うとともに農業に対する理解を深める場の拡充を図る必要があります。
- 4 サルやイノシシなどの獣害による農作物被害が深刻化しており、農業経営者の生産意欲の向上と農業経営の安定化に取り組む必要があります。

基本方針

消費者の志向に合ったあきる野ならではの地産地消型農業を更に推進し、消費者がより良い農産物を安心して購入できるよう、販路の拡充や環境に優しい農業の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 生産環境の整備

① 農業振興計画の推進

農業振興計画に基づき、直売所の充実、遊休農地の有効活用、新たな担い手の育成・確保、食の安全・安心の取組など、地産地消型農業を基本とした農業振興を進めます。

② 優良農地の保全

農業振興地域農用地などの一団農地は、土地改良事業、農道、取水堰、用排水路の整備に努め、農業生産力の高い農地として保全を図ります。

③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進【重点施策】

効率的かつ安定的な農業経営に向け、農業生産基盤として活用されていない遊休農地を再生し、利用集積や流動化による農業生産の拡大と農地の有効利用を促進します。

④ 農作物への被害防止対策の推進

有害鳥獣の適正な捕獲など、農作物への被害防止対策を推進します。また、狩猟免許保有者の確保などを図るため、市民や農業者等で組織される「あきる野の農と生態系を守り隊」に対し、狩猟免許取得等の支援をします。

2 多様な農業者の育成・確保

① 農業経営者の支援と確保・育成【重点施策】

農業経営の規模拡大や合理化など、自らの農業経営改善に意欲的に取り組む認定農業者や農業後継者を支援するとともに、定年退職者や農家以外からの新規就農者の確保・育成を図ります。

3 魅力ある農業経営の確立

① 農産物の販売施設の拡充【重点施策】

地産地消型の農業を推進するため、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、秋川溪谷瀬音の湯の3か所の共同直売所の充実や新たな販路の拡大など、農産物の販売施設の拡充を図ります。

② 安全・安心な農産物の供給

農薬と化学肥料の使用を低減したエコファーマーや特別栽培農産物の認証制度の啓発等を行い、消費者への安全・安心な農産物の供給を図ります。

③ 農産物のブランド化の推進【重点施策】

東京都の地域産業資源として指定された「のらぼう菜」「東京しゃも」「秋川牛」等の地域の特色ある農産物の生産拡大やスイートコーンを始め、新たな農産物、加工品の研究など、農産物のブランド化を推進します。

④ 市民農園の充実

市民が土に親しみ、農業への理解を深めるとともに、農業に関心を持つ市民等が農業指導を受けられ、新規就農者の育成・確保につながる市民農園の機能を充実させます。

⑤ 農業・農業者とのふれあいの場の創出

市民が農業者との交流を深めるため、生産現場の見学や収穫体験などを行う「あきる農を知り隊」の取組を進めるとともに、教育ファームや体験農園の開設など、農業・農業者とのふれあいの場を創出します。

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして

第5節 自然と調和した林業の育成

現状と課題

- 1 市域の約60%（4,412ha）を占める森林の多くは、スギとヒノキの人工林であり、その面積は、3,312ha（人工林率76%）となっています。このスギとヒノキの多くは、木材として利用可能な50年生前後であり、20年生以下の若い森林が少ないなど、偏った林齢構成となっています。
- 2 外国産材の輸入や生産コストの増大等から国産材の需要が減少し、木材価格が長期にわたって低迷している中、林業経営者の経営意欲の減退、林業従事者の減少・高齢化が進んでいます。さらに、人工林の伐採の停滞や間伐などの保育管理が進まないことから、人工林の荒廃や人工林から飛散する大量の花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
- 3 市民や企業などと協働による森づくりを進めるとともに、森の特徴や利活用に応じた長伐期化や育成複層林施業への誘導、施業の集約化による効率化・低コスト化を図る必要があります。
- 4 林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進する必要があります。

基本方針

森林の有する多面的機能の充実と機能間の調整を図り、地域特性や市民ニーズに応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を推進し、自然と調和した林業を育成します。

基本的取組の内容

1 森林の整備

① 森林整備計画の推進

森林整備計画に基づき、適正な森林施業を実施し、森林のもつ多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるなど、健全な森林資源の育成・管理を進めます。

2 公益的機能の維持強化

① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進

水源のかん養や土砂流出の防止、さらには二酸化炭素を吸収して地球の温暖化を防ぐため、間伐等の保育に対する支援をするとともに、治山事業の促進を東京都に働きかけるなど、森林の有する公益的機能の発揮を重視した森林施業を推進します。

② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進

林業の現状や森林の公益性をPRするための情報発信を行い、郷土の恵みの森づくり事業との連携を図りながら、市民、企業、自治体などを始め、ボランティアで森づくりの支援を行う森林サポートレンジャーあきる野との協働による森づくりを推進します。

3 林業経営基盤の整備

① 東京都森林組合との連携強化

森林整備、林業従事者や後継者の確保・育成、集約化施業等による作業路網整備、高性能林業機械化等による低コスト施業を推進するため、森林・林業を守り育てる中心的な役割を果たしている東京都森林組合との連携を強化します。

② 生産基盤の整備の推進

森林施業の効率化による生産性の向上を図るため、国や東京都と連携した林道網の整備（林道、作業道等の開設・改良）を計画的に実施するなど、生産基盤の整備を推進します。

③ 多摩産材（秋川産材）の利用拡大の推進

林業の再生と木材関連産業の活性化を図るため、公共建築物等における木材の利用やPRなどにより、多摩産材（秋川産材）の利用拡大を推進します。

第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある

生活環境都市をめざして

第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進

現状と課題

- 1 災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るために設立した防災・安心地域委員会などと連携し、地域における防災の中心的役割を担う「地域防災リーダー」を221人認定しています。（平成25年3月現在）
- 2 東日本大震災以降、災害に強いまちづくりや地域における防災活動の重要性が高まり、行政による防災対策はもとより、これまで以上に自助・共助の意識醸成を推進する必要があります。地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う自主防災組織は、81団体設置されています。（平成25年3月現在）
- 3 消防団は、火災発生時の消火活動など、地域における防災の要として活動していますが、その団員数は減少傾向にあり、消防団組織の充実が求められています。
- 4 五日市警察署及び福生警察署管内の平成24年の犯罪認知件数は、2,897件（凶悪犯25件、粗暴犯109件、窃盗犯2,116件、知能犯67件など）となっており、今後も防犯対策を推進する必要があります。また、同管内の平成24年の交通事故発生件数は、1,301件、死傷者数は1,541人（死者4人・重傷者18人・軽症者1,519人）となっており、今後も交通安全思想の普及・啓発により交通安全対策を充実する必要があります。
- 5 人口減少や高齢化の進展などにより、管理されていない空き家の増加が懸念されており、防災・防犯、衛生上の観点から、空き家の適正管理や活用が求められています。
- 6 公害に関する苦情は、近年増加し、年間160件ほどとなっており、公害防止に取り組み、市民の健康と安全を確保する必要があります。

基本方針

町内会・自治会や防災・安心地域委員会などの自主防災組織と連携して、地域の防災行動力を向上させるとともに、交通事故や各種犯罪等の発生抑制、空き家対策、公害防止などに取り組み、市民が安全かつ安心に暮らせるまちづくりを推進します。

基本的取組の内容

1 防災・消防対策の推進

① 地域防災計画の推進

地域防災計画に基づき、地震、風水害などの災害に対する防災体制の強化を図るとともに、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を適切に実施し、災害に強い安全な地域社会づくりを進めます。

② 災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進【重点施策】

障がい者や要介護者、一人暮らしの高齢者など災害時要援護者の把握に努めるとともに、消防署や警察、町内会・自治会、防災・安心地域委員会などとその情報を共有し、発災時における災害時要援護者の支援体制づくりを推進します。

③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援【重点施策】

災害に強いまちづくりと地域力の強化を図るため、防災・安心地域委員会や町内会・自治会などの自主防災組織による地域ぐるみの活動を支援します。

④ 地域防災リーダーの育成【重点施策】

自助と共助の意識醸成を推進するとともに、地域防災力の強化を図るため、防災・安心地域委員会とともに地域防災の中核を担う「地域防災リーダー」を育成します。

⑤ 防災意識の普及・啓発及び向上【重点施策】

防災に対する備えが重要であることから、平時及び発災時の自助・共助の取組などの普及・啓発を図るため、市や国、東京都の防災に関する取組や地域の防災に関する情報などを市民や事業者にも周知し、防災意識の向上を図ります。

⑥ 消防団体制の充実

防災活動等を円滑に実施するため、消防団員の確保に努めるとともに、特定の活動のみに参加する機能別消防団員を確保することにより、組織の強化を図ります。また、設備等の充実を図ります。

⑦ 災害時の備蓄食糧等の充実と住民個々の備蓄の推奨

災害発生時に備え、食料の備蓄の充実及び民間企業などと協定等による供給体制の強化を図るとともに、市民の自助意識の醸成を促し、住民個々の備蓄整備の推奨に努めます。

⑧ 消防水利の整備・充実

消防水利の不足地域や土地区画整理事業等の施行区域には、防火水槽等の消防水利の整備・充実を図ります。

⑨ 応急給水体制の整備推進

地震などによる大規模災害を想定し、応急給水体制の整備を推進します。

⑩ 住宅の耐震化の推進

地震発生時の住宅倒壊による被害の低減を図るため、木造住宅の耐震診断・耐震改修に掛かる経費の助成制度の利用を促進し、住宅の耐震化を推進します。

⑪ 安全に避難できる場のネットワーク形成（一部再掲）【重点施策】

地震発生時の火災を原因とした被害の低減を図るため、延焼防止に効果のある公園緑地などのオープンスペースを確保するとともに、幹線道路の整備等を促進します。

2 交通安全・防犯対策の推進

① 防犯対策の推進

市広報紙等を活用し、防犯活動のPRの充実を図るとともに、町内会・自治会や警察署等関係機関の協力を得て、防犯体制の充実を図るなど、防犯対策を推進します。

② 交通安全運動等の推進

交通事故防止の意識の高揚を図り、交通ルールの遵守や正しい交通マナーが実践できるよう、交通安全運動等を推進します。

③ 駅周辺の自転車駐輪場の整備

安全な交通を確保するため、駅周辺の自転車利用状況を把握し、自転車駐輪場の整備に努めます。

3 公害防止の推進

① 公害知識の普及と啓発の推進

公害防止に対する意識の向上を図るため、市広報紙などにより知識の普及と啓発を推進します。

② 公害の未然防止・早期対応の推進

パトロールや環境測定（大気、水質、騒音、振動、悪臭、土壌等）などを実施し、公害の未然防止や早期対応を推進します。

③ 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入

地球の温暖化など環境への負荷を軽減するため、市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入を推進します。

4 空き家対策の促進

① 空き家の適正管理の促進

空き家の実態把握に努め、市民生活の安心と安全を確保するため、管理されていない空き家の適正管理を促進します。

② 総合的な空き家対策の検討

利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組など、総合的な空き家対策を検討します。

第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある 生活環境都市をめざして

第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成

現状と課題

- 1 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域でのコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。平成24年度に84町内会・自治会に加入している世帯数は、19,188世帯（加入率約56.9%）で、加入率は10年前に比べて11.0ポイント減少しています。
- 2 地域のコミュニティ活動の場として、コミュニティ会館や学習等供用施設等を設置していますが、これらの施設で活動しているコミュニティ関係団体の平成24年度の登録数は、97団体（2,479人）となっており、10年前と比べて半数に減少しています。
- 3 町内会・自治会は、地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、今後も生活に密着したコミュニティとして、重要性がますます高まっていることから、その支援が求められています。

基本方針

町内会・自治会の活動や加入促進を支援し、地域力と地域コミュニティの強化を図るとともに、市民が郷土に誇りを持ち、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という自主的・自発的な意思の下に、連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成を図ります。

基本的取組の内容

1 コミュニティづくりの支援

① 町内会・自治会への加入の促進

転入者及び未加入者に対して、町内会・自治会への加入の案内や不動産協会、宅地建物取引業会等の団体の協力による加入の呼びかけなど、地域コミュニティの基礎となる町内会・自治会への加入を促進します。また、町内会・自治会の役割や活動内容について、市広報紙、ホームページ、ガイドブック等により情報提供します。

② 町内会・自治会の適正規模化の支援

円滑な活動が実施でき、かつ、規模の違いがなくなるよう、町内会・自治会の適正規模化の取組を支援します。

2 コミュニティ活動の推進

① 町内会・自治会活動の支援

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市のホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

② 花いっぱい運動の支援

地域のまちづくり事業の一環として、生活環境を美化し、美しいまちづくりをめざすため、町内会・自治会や花づくりボランティア、オープンガーデン事業による花いっぱい運動を支援します。

③ 町内会・自治会間の交流の支援

地域コミュニティの活性化を図るため、地理的に隣接していない地区同士も含め、町内会・自治会の積極的な交流を支援します。

第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある 生活環境都市をめざして

第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築

現状と課題

- 1 平成24年度の市民1人当たりの1日のごみの排出量は784.8gとなっており、10年前に比べて22%程度減量していますが、多摩地域の平均と比べて50.5g多くなっています。減量化を更に推進するためには、市民、事業者及び行政が一体となって取り組む必要があります。
- 2 西秋川衛生組合の新しいごみ処理施設のうち、主体となる熱回収施設が平成26年1月から稼動しています。これに合わせて、ごみの分別方法を一部変更し、不燃ごみとしていたプラスチック類、ゴム・ビニール類などを可燃ごみとして処理しています。
- 3 平成24年度の総資源化率は26.0%となっており、10年前に比べて3.9ポイント増加していますが、さらに、限りある資源の有効利用に努め、資源循環型社会の構築を図ることが求められています。
- 4 し尿や浄化槽汚泥は、秋川衛生組合により最終処理を行っていますが、組合の構成団体における公共下水道の整備に伴い、し尿収集量は10年前と比べて40%程度となっています。また、施設の老朽化が進んでいることから、し尿等の減少に伴う組合のあり方と施設の老朽化への対応を検討する必要があります。

基本方針

更なるゴミの減量化を推進するとともに、新たにリサイクル施設の設置などにより、清潔で快適な資源循環型社会システムの構築を図ります。

基本的取組の内容

1 ごみの減量と適正処理の推進

- ① 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推進
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、資源循環型社会システムの構築を進めるとともに、環境に配慮したごみの収集・処理を推進します。
- ② ごみ減量化の推進
市民や事業所に対し、環境教育やごみ発生抑制の普及啓発などの取組を行うことにより、ごみの減量化を推進します。
- ③ 新ごみ処理施設の適正な運営・管理の推進
資源循環型社会システムの構築に向け、ごみの持つエネルギーを最大限活用するとともに、更なるごみの減量化・資源化を図るため、新ごみ処理施設の適正な運営・管理を推進します。
- ④ 第二御前石最終処分場の延命化の推進
熱回収施設の稼動に伴い、埋め立てられているごみを掘り起こし溶融処理することにより、第二御前石最終処分場の延命化を推進します。

⑤ 環境美化活動の推進

美しい自然を守り、きれいなまちをつくるため、パトロールによる不法投棄の抑制や市内一斉清掃などにより、環境美化活動を推進します。

2 リサイクル活動の推進

① リサイクルシステムの充実

市民、事業所、行政が協力し、リサイクル可能なものが資源として収集され、活用されるリサイクルシステムの充実を図ります。

② 資源回収の推進

資源循環型社会を形成するため、資源化の啓発・指導、資源集団回収の取組等により、市民の分別・リサイクル意識の高揚を図り、資源回収を推進します。

③ 生ごみの堆肥化の促進

EM菌処理容器の貸与やコンポスト容器の購入費補助等の様々な方式により、生ごみの自家処理やリサイクルなど、生ごみの堆肥化を促進します。

④ 放置自転車のリサイクルの推進

放置されて一定期間を経過した自転車は、整備し、公共施設や町内会・自治会などの希望する地域での再活用、入札による民間事業者への売却などにより、リサイクルを推進します。

3 し尿処理の推進

① し尿や浄化槽汚泥の処理方式等の見直し

秋川衛生組合のあり方を含め、構成団体により、し尿や浄化槽汚泥の処理方式等を見直します。

第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある 生活環境都市をめざして

第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

現状と課題

- 1 市の施設においては、継続的に地球温暖化防止対策に取り組み、平成24年度の温室効果ガス排出量を（排出係数を固定して算出した場合）4,301トンCO₂とし、7年前に比べて15.8%（805トンCO₂）削減しています。さらに、道路照明のLED化を図り、低炭素社会づくりに取り組んでいます。
- 2 郷土の恵みの森構想に基づき、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざして取り組んでおり、自然環境保全活動、生物多様性の保全への支援等が求められています。
- 3 清流や生態系などの維持・保全により、河川が本来もつ機能を守っていく必要があります。

基本方針

市民や事業者などとの協働による保全と活用の仕組みづくりを進め、各地域の特性に応じた森づくりに取り組むとともに、生物多様性の保全に努め、水と緑に恵まれた生活環境づくりを推進します。

基本的取組の内容

1 総合的な環境関連施策の推進

① 環境基本計画に基づく施策の展開

環境基本計画に基づき、環境対策への総合的な取組を推進し、豊かな自然と人とが共生できる持続的発展が可能な社会の実現を図るための施策を展開します。

② 地球温暖化対策地域推進計画の推進

地球温暖化対策の一環として、太陽光を始めとする再生可能エネルギーの普及拡大や森づくりを通じた二酸化炭素吸収源の拡大を図るなど、市民、事業者と連携した地球温暖化対策を推進します。

③ 新規の墓地造成・採石の規制・指導

生活環境の保全、災害発生を防止するため、新規の墓地造成と採石場の操業の規制・指導を行います。

④ 新たな開発行為・残土の処理行為の抑制

丘陵地や山間地の森林環境を守るため、新たな開発行為や残土の処理行為の抑制に努めます。

⑤ エコ活動の推進

地球環境への負荷の低減を図るため、市職員による環境に配慮した市独自システムであるエコ活動を推進します。

2 水環境の充実

① 清流保全条例に基づく事業の推進

親しみある水辺環境を形成するため、秋川・平井川における河川の浄化や河川環境の保全を図るなど、清流保全条例に基づく事業を推進します。また、河川の水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の保全に取り組みます。

② 地下水脈の保全

道路等の透水性舗装や浸透ますの設置などにより、地下水のかん養、河川の水量を確保するとともに、災害の防止を図るため、雨水対策を推進し、地下水脈の保全を図ります。

③ 貴重な湧水池の保全・活用の推進

貴重な湧水池の保全と活用を推進します。

④ ホタルの里づくり推進事業の充実

ホタルの育成や保護、生息環境の保全を行う団体の活動を支援するなど、ホタルの里づくり推進事業の充実を図ります。

⑤ 家庭用雑排水対策の推進

家庭から排出される雑排水の環境への負荷を減少させるため、下水道未整備区域への合併処理浄化槽設置事業など、家庭用雑排水対策を推進します。

3 緑環境の充実

① 郷土の恵みの森構想の推進【重点施策】

郷土の恵みの森構想に基づき、自然環境と伝統文化などの優れた地域資源を活かし、地域の特性に応じた環境の保全や地域活性化を図ることにより、「人と森との新たな共生の姿の創出」をめざした取組を進めます。

② 産学官が連携した自然環境保全活動等の推進

郷土の恵みの森構想等に基づき、菅生地区をモデルとして、産学官が連携して森林の保全・活用及び地域の活性化についての調査・研究並びにこれらの活動及びその担い手の育成など、自然豊かな里地里山に係る自然環境保全活動等を推進します。

③ 生物多様性保全の推進【重点施策】

貴重な自然の保全及び持続的な利用の促進を図るため、生物多様性地域戦略を策定するとともに、様々な取組を通じて、生物多様性保全を推進します。

④ 保存緑地の指定の推進

生物多様性保全や地球温暖化対策、崖線保全などの機能を有する貴重な緑の保全のため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、良好な緑地の保存緑地（樹林地・樹木・屋敷林・生け垣）の指定を推進します。

⑤ 公開緑地の指定の推進

貴重な緑の保全に向け、美観に優れ、市民による散策などの緑の活用を図るため、ふるさとの緑地保全条例に基づき、公開緑地の指定を推進します。

⑥ 公共公益施設の緑化の推進

市街地における貴重な緑である公共施設の緑地について、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、適切な維持管理を推進します。

⑦ 民間施設の緑化の推進

減少しつつある民有地の貴重な緑を保全するとともに、生物多様性保全や地球温暖化対策などのため、一定規模以上の施設の設置や土地の改変に対し、ふるさとの緑地保全条例の緑化基準などによる緑化を推進します。特に、景観上、防災上の観点から接道部の緑化を促進します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 総人口に占める65歳以上の割合は、平成25年9月末日の時点で25.85%となっており、高齢化率は、更に加速することが予想されています。
- 2 後期高齢者の健康診断受診率は、平成24年度は44.62%となっており、平成20年度から6.23ポイント増加しています。超高齢社会において、高齢者が健康で自立した生活を送るためには、生活習慣病予防や疾病の早期発見・早期治療が必要です。
- 3 平成25年3月末時点の要支援・要介護認定者は2,515人となり、前年同時期から198人、約8.5%増加しています。高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう保健、医療、福祉の様々な支援が切れ目なく提供される地域包括ケア体制の構築が求められています。
- 4 一人暮らしや認知症の高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況も大きく変化しています。地域での見守り、支え合いなどの交流の促進や閉じこもり防止のために外出機会の確保が求められています。

基本方針

市民が年齢に関わりなく輝き続けられる社会の実現に向け、介護予防と健康づくりを推進するとともに、誰もが生きがいを持ち充実した生活を送れるよう、多様な社会参加を支援し、高齢者を地域全体で支え合うための仕組みづくりなどにより、安心して住み続けられる福祉の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 介護予防と健康づくり

① 高齢者保健福祉計画の推進

高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が自分らしく、生きがいをもって、地域の一員として豊かな知識や経験を発揮しながら暮らすことのできる地域社会の構築をめざし、各種サービス・施策を総合的に推進します。

② 介護予防・健康づくり事業の推進【重点施策】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に暮らせるよう、「介護予防教室」「地域イキイキ元気づくり事業」「ふるさと農援隊事業」などの事業を推進するとともに、「介護支援ポイント制度」により、高齢者自らの健康保持を目的としたボランティア活動を支援します。

③ 健康診査の推進

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見し、治療につなげるため、特定健康診査（74歳まで）や後期高齢者健康診査（75歳以上）を推進します。

2 多様な社会参加の促進

① 就業の促進

あきる野市シルバー人材センターを支援することにより、高齢者の経験や能力を活かすことができる就業の機会を提供するなど、高齢者の就業を促進します。

② 社会参加の促進

高齢者が地域社会で積極的な役割を果たせるよう、ボランティア活動や高齢者クラブなどの団体活動を支援し、高齢者の社会参加を促進します。

3 高齢者の地域生活への支援

① 介護サービスの適正な提供

介護保険事業計画に基づき、居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービス等、必要なサービスの供給量を確保し、介護サービスを適正に提供します。

② ケアマネジメントの充実

ケアマネジャーの能力向上を支援（相談・研修・援助）し、居宅介護支援事業所のケアマネジメントの充実を図ります。

③ 介護サービス事業者に対する指導等の推進

介護保険制度の信頼を高めるため、東京都と連携を図り、介護保険サービス事業者に対する指導等を推進します。

④ 在宅支援の充実

高齢者の一人暮らし世帯や高齢者世帯に対する配食サービス事業等の助成など、在宅支援の充実を図ります。

⑤ 介護者への支援

高齢者のおむつ等給付事業及び介護や病気の知識を学ぶための家族介護者教室を実施するなど、介護者の負担軽減のための支援をします。

4 連携と支え合いの仕組みづくり

① 総合的な相談・支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を密にし、高齢者やその家族に対するきめ細かな支援を行うため、総合的な相談・支援体制を充実します。

② 高齢者を支え合う地域づくりの推進【重点施策】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な見守り活動に取り組むなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進します。

③ 高齢者虐待の早期発見と迅速・的確な対応

地域における関係機関相互の情報交換や連携、高齢者虐待防止の普及啓発などを実施するために設置した「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を活用し、高齢者虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を図ります。

④ 認知症対策の推進

認知症に対する正しい理解や接し方などの研修会の開催と認知症サポーターの養成に取り組むとともに、認知症予防のための情報提供を実施するなど、認知症対策を推進します。

5 安心して住み続けられる生活環境の整備

① 円滑な移動・活動への支援

障がいを感じることなく、円滑に移動や活動ができるよう支援します。

② 住宅・施設への入居支援

市内に住み続けたい高齢者に対し、住宅や施設への入居を支援します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実

現状と課題

- 1 市内の障がい者数は3,333人（身体障害者2,327人、知的障害者598人、精神障害者408人）となっており、障がい福祉サービスの利用者は、増加傾向にあります。（平成25年3月末現在）
- 2 精神障害者地域活動支援センターや障害者地域自立生活支援センター、障害者通所支援施設などでは、障がい者の社会復帰、社会参加、自立更生、生活介護などに関する事業を行っています。
- 3 障がい者やその家族等が、いつでも安心して気軽に相談でき、必要な情報が得られるよう、情報提供や相談支援体制の充実が求められています。
- 4 市民一人一人が、障がいのあるなしに関わらず、お互いの人権を尊重し、わけ隔てなく接することができる、差別のない社会の実現が求められています。

基本方針

ノーマライゼーションの理念や心のバリアフリーを浸透させる取組を推進するとともに、暮らしやすい生活の場の確保、権利擁護、社会参加等の支援により、障がい者が安心して生活できる福祉の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 障がい者福祉の推進

① 障害福祉計画の推進

障害福祉計画に基づき、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの各種事業を円滑に提供し、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域で生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

② 理解・啓発活動の推進

障がい者団体等と協力しながら、障がい者福祉に関する広報活動や交流の場づくりを進めるなど、障がいや障がい者に対する理解・啓発活動を推進します。

③ 障がい者への虐待防止

障害者虐待防止センター、東京都、警察署等との連携により、養護者、障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待の防止に努めます。

2 自立生活の支援

① 地域における自立生活への支援

地域自立支援協議会を中核として、専門的な相談支援体制の充実を図るとともに、就労や生活に関する総合的な支援を行うなど、地域における障がい者の自立生活を支援します。

② 情報提供の充実

障がい者に関わる各種制度やサービス等を総合的にまとめた手引を発行するとともに、市広報紙やホームページを通じて情報提供の充実を図ります。

③ 在宅支援サービスの充実

在宅で介護サービスを受けながら生活を継続していけるよう、訪問系サービスの充実を図るとともに、障がい者の経済的負担の軽減を図るなど、在宅支援サービスの充実を図ります。

④ 支援機関との連携

障がい者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、相談支援機関、保健所、医療機関、障害福祉サービス提供事業所等の支援機関との連携を図ります。

⑤ コミュニケーション支援の充実

意思疎通を図ることに支障のある障がい者に、手話通訳者等を派遣するなど、コミュニケーション支援を充実します。

⑥ 地域生活への移行促進

障がい者が地域での生活が送れるよう、地域移行支援・地域定着支援などにより、入院・入所施設から地域生活への移行を促進します。

3 生活行動の支援

① 特別支援教育の推進

障がいのある幼児や児童・生徒が、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、特別支援教育を推進します。

② 日中活動の場の確保

生活介護、機能訓練・生活訓練、就労支援事業などを行う施設を支援し、日中活動の場の確保を図ります。

③ 移動・コミュニケーション支援サービスの推進

屋外での移動が困難な障がい者の外出のため、障がいに応じた移動・コミュニケーション支援サービスを推進します。

4 社会参加の支援

① 就労の支援

就労全般の相談・支援を行うとともに、就労の機会の拡大や職場定着支援など、障がい者の就労を支援します。

② 社会復帰の促進

障害福祉サービスの利用促進、地域生活支援事業及び地域自立支援協議会を充実させ、社会復帰を促進します。

③ 障がい者雇用の促進

障がい者がその能力と適正に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるよう、市内の事業所への障がい者雇用の促進します。

④ スポーツ・文化活動の充実と参加の支援

障がい者が参加するスポーツや文化活動を充実させるとともに、移動支援などの事業を通じ参加を支援します。

⑤ 障がい者団体の運営支援

あきる野市障害者団体連絡協議会と連携を図り、障がい者団体の運営を支援します。

⑥ 障がい福祉の拠点施設の提供

障がい者就労・生活支援センター、地域活動支援センター及び虐待防止センターを設置している市内施設（秋川健康会館）を障がい者の生活全般をサポートする場として提供します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実

現状と課題

- 1 生活習慣病予防のために実施している特定健康診査の平成24年度の受診率は、46.6%となっており、平成20年度から3.5ポイント増加していますが、診査結果から生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣を見直す必要がある方に行う特定保健指導の参加率は23.1%となっており、平成20年度から9.4ポイント減少しています。生活習慣の変化や高齢化の進展などを踏まえ、総合的な生活習慣病対策の必要があります。
- 2 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発に取り組み、平成24年度の接種率は40.8%となっており、10年前と比べて8.4ポイント増加しています。
- 3 身近な地域で必要なときに、安心して適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実が求められています。
- 4 感染症の発生予防、蔓延防止のための予防接種の充実や「心の病」を重症化させないための心の健康づくりの充実などが求められています。

基本方針

市民一人一人が健康に関心を持ち、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、各種健康診査・検診の受診率を高めるとともに、地域での健康づくり活動の支援、予防接種の促進等により、生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 健康づくりの充実

① めざせ健康あきる野21（健康増進計画）の推進

めざせ健康あきる野21（健康増進計画）に基づき、「子育て世代」「働き世代」「高齢者世代」の健康づくり施策を展開し、生涯を通じた市民一人一人の健康づくりを進めます。

② 健康教育の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識を普及するため、学校や地域など身近な場所において、適切な指導や支援による健康教育を推進します。

③ 各種健康診査・検診の充実

生活習慣病の予防、がんの早期発見、母と子の健康の維持・増進などを図るため、特定健康診査、生活習慣病予防健康診査、各種健康診査・検診の充実を図ります。

④ 歯科保健の充実

乳幼児の虫歯や歯周疾患などの予防措置の拡大を図るため、定期的な歯科健診やかかりつけ歯科医の推進などにより、歯科保健の充実を図ります。

⑤ 地域における健康づくりの推進

健康づくり推進協議会による地域の実情に応じた健康づくり対策を促進するとともに、健康づくり市民推進委員が行う健康づくり活動を支援し、地域における健康づくりを推進します。

⑥ ボランティアの育成

保健事業に必要なボランティアを確保し、講習会等の開催により知識等の一層の向上を図るなど、ボランティアの育成を図ります。

⑦ 食育の推進

健全な食習慣を身に付け安心して豊かな食生活を送れるよう、保育所、幼稚園、学校と連携しながら食育を推進します。

⑧ 心の健康づくりの充実

精神的なストレスを蓄積しやすくなっている環境の中、育児や人間関係などの心の悩みに応えるため、関係機関との情報交換を図りながら相談体制を整備するなど、心の健康づくりを充実します。

2 予防体制の充実

① 予防接種の充実

感染症の発生予防、発病予防及び蔓延を防ぐため、乳幼児、児童・生徒に対し予防接種を実施するとともに、接種率向上のための勧奨通知を積極的に行うなど、予防接種の充実を図ります。

② 高齢者の予防接種の促進・普及啓発

重症化が懸念される高齢者に対し、医師会や近隣市町村と協力し、インフルエンザ予防接種の促進と普及啓発を推進します。

③ 感染症対策の充実

感染症発生の予防とその蔓延を防ぐため、結核検診や教育活動、広報活動等により、正しい知識や情報を提供するとともに、感染症に関する危機管理体制を充実します。

④ 薬物乱用防止対策の推進

関係機関と協議しながら啓発活動等を実施するなど、薬物乱用防止対策を推進します。

3 保健・医療提供体制の充実

① 保健・医療と福祉の連携強化

市民の総合的な健康保持を図るため、保健・医療、福祉の連携を強化します。

② ホームドクターの必要性の啓発

市民一人一人が、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつホームドクターの必要性の啓発を図ります。

③ 連携強化による医療体制の充実

医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携強化により、医療体制の充実を図ります。また、日の出町、檜原村と連携・協議し、公立阿伎留医療センターの医療サービスの充実について、働きかけます。

④ 救急医療体制の整備

市民が安心して暮らせる地域をつくるため、休日診療、準夜診療に加え、関係機関と協議・連携し、二次救急医療体制を充実するなど、救急医療体制の整備を図ります。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備

現状と課題

- 1 総人口に占める14歳以下の年少人口の割合は、平成25年1月の時点13.84%となっております。10年前と比べて0.86ポイント減少しており、今後も減少していくと予想されます。
- 2 少子化が進む一方、女性の就労などにより、保育所への入所希望は増加傾向にあります。定員増加の取組を進めていますが、待機児童の解消には至っていません。
- 3 国は、少子化対策などの一環として、子育て支援策を総合的に推進していくため、「子ども・子育て関連3法」を制定して、平成27年度から子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）を開始されます。
- 4 子どもを取り巻く環境や社会経済情勢は、目まぐるしく変化しており、保育ニーズの多様化、地域・家庭における子育ての相談や支援等、多様な課題に、迅速かつ柔軟に対応していくことが求められています。
- 5 児童館は、中・高校生の利用が少ない状況が続いている反面、学童クラブの需要は大きく増加しており、育成時間の延長や入会定員の増加、特別な支援を必要とする児童の受入れなど、その充実が求められています。

基本方針

新制度を着実に構築し、新制度に基づく子育て支援策として、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域の子育て支援の充実などに取り組むとともに、学童クラブ、児童館、放課後子ども教室のあり方を総合的に検討するなど、子ども・子育てを支える地域づくりを推進します。

基本的取組の内容

1 保育サービスの充実、地域・家庭における子育ての支援

① 子ども・子育て支援事業計画の推進

新制度を推進するための子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、この計画に基づき、子ども・子育て支援給付や保育の待機児童解消に向けた量的拡大、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の充実などに取り組み、地域の子ども・子育て支援の充実を図ります。

② 教育・保育の総合的な提供

子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どものための教育・保育の総合的な提供を図るため、施設型給付と地域型施設給付を適正に推進します。

③ 保育の待機児童の解消【重点施策】

保育の待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた保育所や地域型保育事業などの保育施設の確保内容に基づき、計画的に保育所の増改築に合わせ、低年齢定員の拡大や定員の弾力的運用を図るとともに、認証保育所への支援や家庭福祉員事業などを推進し、待機児童の解消を図ります。

④ 保育所における延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、保育所の延長保育、低年齢児保育、子育て相談等の保育内容の充実を図ります。

⑤ 子育て支援の推進

妊婦や乳児の健康を保持するため、妊婦健康診査や乳児家庭全戸訪問、育児相談などを推進するとともに、子育てひろば事業や子ども家庭支援センターにおける子育て相談、子育てグループへの支援、ファミリー・サポート・センター事業の推進などにより、子育て支援を推進します。

⑥ 児童の一時預かり事業等の推進

児童の一時預かりサービスの需要への対応や子育てと就労の両立を支援するため、乳幼児一時預かり事業や乳幼児ショートステイ事業、病後児保育事業、トワイライト（夜間一時預かり）事業を推進します。

⑦ 市立保育所の民営化

多様化する保育サービスへの対応や待機児童の解消などを図るため、各園の課題解決に取り組み、民営化を推進します。

⑧ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の充実【重点施策】

待機児童解消に向けて、子ども・子育て支援事業計画の確保内容に基づき、既存施設の弾力的運用や公共施設の有効活用を図ります。また、特別な支援を必要とする児童の受入れや入会者の増加等に努めるとともに、育成時間の延長など、学童クラブの充実を図ります。

⑨ 児童館施設の有効活用

新制度における地域子育て政策を推進するに当たり、児童館の設置目的、利用実態等を踏まえてあり方を検討するとともに、児童館施設の有効活用を図ります。

2 要保護児童等への対応の充実

① 児童虐待防止等支援機関との連携強化

児童虐待の早期発見と迅速かつ的確な対応を行うため、地域における児童虐待防止等支援機関との連携を強化します。

② ひとり親家庭への支援

生活環境が激変したため日常生活への支援が必要な場合や疾病等により一時的に生活援助が必要な場合などに、ホームヘルパーを一定期間派遣し、日常生活に支障があるひとり親家庭を支援します。

③ 障がいの早期発見・適切な療育の推進

妊産婦や乳幼児に対する母子健康診査と母子保健指導を充実し、障がいの早期発見と適切な療育を推進します。

④ 障がい児保育の充実

集団での保育が可能な障がいの程度で、保育を必要とする児童を対象とした障がい児保育の充実を図ります。

3 子育てを支援する生活環境の整備

① 防犯活動の推進

保育所、幼稚園、学校等の安全対策を進めるとともに、地域での取組体制を強化し、施設周辺や通園・通学路における防犯活動を推進します。

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして

第5節 総合的な地域福祉の推進

現状と課題

- 1 秋川ふれあいセンターをボランティア活動の拠点とし、その活動を支援しています。平成24年度にボランティア活動に参加したことの市民は1,961人となっており、増加傾向にあります。
- 2 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、平成25年3月末には620世帯（916人）となっており、10年前の平成15年3月末に比べて約2倍の世帯数となっています。今後も相談、支援等の充実が求められています。
- 3 高齢者や子育て家庭などの孤立化、孤独化等の問題が顕在し、地域福祉へのニーズが多様化しており、民生委員・児童委員を始め、地域福祉の担い手である地域住民のネットワークによる支え合うまちづくりが求められています。
- 4 高齢者、障がい者、児童など、それぞれの福祉と保健・医療の充実を図るとともに、市民と協働の下、福祉や保健・医療を総合的に結び付け、支援する仕組みづくりを進める必要があります。

基本方針

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の推進拠点とし、ボランティアの発掘、養成、活動等を支援するとともに、民生委員・児童委員やふれあい福祉委員等、地域福祉の担い手との連携を強化し、総合的な地域福祉を推進します。

基本的取組の内容

1 総合的な地域福祉の推進

① 地域保健福祉計画の推進

地域保健福祉計画に基づき、市民、事業者、行政が協働して、市民一人一人の状況に応じた保健福祉サービスを総合的に展開することにより、全ての市民が安心して暮らすことができる生活環境づくりを進めます。

② 保健福祉相談内容の総合的な解決体制の推進

高齢、障がい、子育て等の分野別相談内容の充実と合わせ、各担当課や関係機関との連携により、相談内容について総合的に解決を図る仕組みづくりを進めます。

③ 生活困窮者に対する相談・支援等の充実

生活に困窮している世帯に対して、相談・支援等の充実を図ります。

④ 町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等の活動支援

幅広い福祉活動ができるよう、町内会・自治会、民生委員・児童委員、ふれあい福祉委員等との連携の強化を図るとともに、地域での活動を支援します。

⑤ 成年後見制度の利用の支援

病気などのために財産管理や契約などの法律行為が困難な高齢者や親族のいない知的障がい者・精神障がい者に対し、必要に応じて成年後見制度の利用を支援します。

⑥ ボランティア活動の支援

秋川ふれあいセンターをボランティア活動の拠点とし、社会福祉協議会の進めるボランティアのまちづくり推進事業等を支援します。

⑦ ユニバーサルデザインの推進

全ての人が利用可能なように環境をデザインしていくユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。

⑧ 心のバリアフリーの醸成

様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、子どもたちが地域社会の一員としての自覚を持ち、社会に貢献しようとする心を育てるなど、心のバリアフリーの醸成を図ります。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第1節 人権尊重教育の推進

現状と課題

- 1 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの豊かな心を育むことを目的に、道徳授業地区公開講座を開催しています。道徳教育で学び、感じたことを発表する場として、小学生による人権メッセージ、中学生の主張を「あきる野市教育の日」に行っています。
- 2 これまでの人権教育の推進に関わる取組や人権尊重教育推進校の実践をもとに、地域の実態に応じた運動を展開させ、地域社会全体の人権意識の更なる向上につながる取組を推進していくことが求められています。
- 3 男女共同参画に関する情報提供やフォーラムの開催などにより、人権尊重や男女平等意識の啓発に取り組んでいますが、女性への就労支援、子育てや介護問題等への男性の参加などにおいて、十分とはいえない状況があります。

基本方針

全ての市民が個人の価値を尊び、安心して暮らせる社会を実現するため、学校教育、社会教育活動全体を通して人権尊重教育を推進します。

基本的取組の内容

1 人権尊重の推進

① 人権尊重教育の推進

人権教育推進委員会の研修・研究機能を充実させ、全ての学校や地域社会全体において、個人の権利と義務に基づく人権尊重教育を推進します。

② 教職員の人権尊重意識の向上

人権意識の理解・啓発を進めるとともに、人権課題に関する様々な研修会への参加を促し、教職員の人権尊重意識の向上を図ります。

③ いじめの防止対策の充実

各学校にいじめ問題担当者を配置し、実態把握に努めるとともに、個々の事例に応じて保護者や関係団体と連携し、いじめ防止対策の充実を図ります。

2 男女共同参画社会の実現

① 男女共同参画プランの推進

男女共同参画プランに基づき、男性も女性も性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分発揮することにより、多様な生き方を自由に選択し、豊かさを享受できるような社会の実現をめざします。

② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護

配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図ります。

③ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

仕事と家庭・地域生活のバランスを図り、市民誰もがいきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第2節 生涯学習社会の振興

現状と課題

- 1 国際化の推進については、平成10年にマールボロウ市（アメリカ合衆国マサチューセッツ州）と国際姉妹都市関係を結び、推進策の一つとして毎年、中学生の派遣とマールボロウ市友好訪問団の受入れを行っています。
- 2 グローバル化の進展により、豊かな国際感覚を持ち、国際社会の一員として活躍できる人材を育成することが求められています。平成25年10月1日現在の外国人住民は、634人となっています。
- 3 多様化する学習ニーズに応じた学習機会を提供するため、関連機関との連携・協力や学習ボランティア等との協働により、事業展開を図る必要があります。
- 4 学習した成果を地域における教育活動に活かす機会や事業の提供を行うことにより、「知の循環型社会」の構築を図る必要があります。

基本方針

市民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう生涯を通じていつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる生涯学習社会の振興を図ります。

基本的取組の内容

1 国際化の推進

- ① 国際化推進体制の充実と関係団体への支援
国際化や国際交流などを推進するため、市民や国際化推進団体等との連携・協力を進め、団体の運営を支援します。
- ② 外国人にも暮らしやすいまちづくりの推進
ホームページや各種パンフレットなどによる外国語での生活情報の提供により、外国人にも暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ③ 国際姉妹都市マールボロウ市との交流推進
国際的視野をもつ人材の育成を図ることを目的とし、市立中学校在籍の生徒をマールボロウ市に派遣するなど、国際姉妹都市マールボロウ市との交流を推進します。

2 生涯学習の推進

- ① 生涯学習推進計画の推進
生涯学習推進計画「あきる野学びプラン」に基づき、学習の場や機会の提供から市民参加型学習や提案型学習への転換を進め、学習成果を活かす「知の循環型社会」の実現をめざした施策を展開します。

② 学習機会提供の拡充

行政のみならず市内で行われる事業がネットワークとして結びつき、民間教育機関や企業等と連携・協力し、役割を分担し合いながら、より広く深い学習機会の提供とその拡充を図ります。

③ 生涯学習推進体制の整備

全庁的な推進・調整組織である生涯学習推進本部を中心として、体系的な生涯学習を推進します。また、生涯学習推進市民会議において生涯学習の進捗状況を検証するなど、市民と行政の協働による体制の整備を進め、市民の視点に立った生涯学習を推進します。

④ 学習情報の提供と相談体制の整備

I C Tを活用した情報提供システムの整備を推進します。また、近隣自治体との連携、協力を図り、企業、民間教育事業者を含めた学習情報の相互利用ができる生涯学習ネットワークの形成に向けて検討を進めます。さらに、恒常的な学習相談窓口の開設や情報通信手段による相談体制の確立をめざします。

⑤ 生涯学習関連施設の整備と充実

既存の施設の有効活用と適正利用など、生涯学習関連施設の整備と充実を進めるとともに、専門的知識を持った職員の適正な配置を推進します。また、学校施設や庁舎のコミュニティホールの市民への積極的な開放を推進します。

⑥ 人材育成の充実

市民が学習や経験で得た成果を活かし、地域社会へ還元する取組を積極的に推進します。また、市民が生涯学習推進の主体となっていくために、人材ネットワークの構築を図るとともに、市民と市民をつなぐ役割を果たすコーディネーターの育成とその活用を推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第3節 青少年の健全育成の推進

現状と課題

- 1 教育相談所では、臨床心理士や専門の相談員による学校教育相談等により、学校における青少年の健全育成に取り組んでいます。平成24年度の相談件数は、171件（延べ1,454回）となっています。
- 2 市内10小学校区及び6中学校区にある青少年健全育成団体により、地域の特性に応じたイベントや防犯パトロール、環境整備等の活動が行われています。
- 3 青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることを踏まえ、家庭、学校はもとより、職場、地域、民間団体等の社会を構成する全ての組織や個人が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組む必要があります。
- 4 おとなが子どもの手本となるように行動することで「子どもに良い影響を及ぼし、規則正しい生活習慣や社会性、規範意識などが高められる」などの効果を期待し、「おとなが手本のあきる野市」の取組を推進しています。

基本方針

健全な家庭づくり、地域ぐるみによる安全・安心で健全な社会環境づくり、青少年の社会参加活動等に取り組むため、学校や家庭、地域社会の連携の下、青少年の健全育成を推進します。

基本的取組の内容

1 学校での健全育成

① 適応指導教室の充実

不登校児童・生徒ゼロをめざし、適応指導教室の充実を図ります。

② 学校教育相談等の充実

いじめ、不登校問題等の解決に向けて、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実を図るとともに、教育相談所に臨床心理士を配置し、学校と連携した教育相談や子育て相談等の充実を図ります。

2 地域や家庭での健全育成

① 地域リーダーの育成

青少年健全育成活動の中心となって地域リーダーを育成する団体に必要な支援を行うなど、地域でリーダーとして活動できる人材の育成を図ります。

② 青少年健全育成団体等の支援

青少年の健全育成に欠くことができない地域活動を行っている青少年健全育成団体やPTA等の団体を支援します。

③ 子ども読書活動の推進

子どもが言葉を学び、表現力を高め、創造力を豊かにし、生きる力を身に付けていくために必要な読書活動を推進します。

④ 青少年の野外活動の推進

青少年が野外活動を通じて、人と人との関わり方や自立心・自制心を養うことができるよう、青少年の野外活動を推進します。

⑤ 放課後子どもプランの推進

子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進し、安全・安心な活動拠点をつくるため、総合的な放課後対策として、放課後子どもプランを推進します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第4節 個性を生かす学校教育の充実

現状と課題

- 1 小学校8校（固定学級[知的障害]4校、通級指導学級[情緒障害等]3校・[言語障害]1校）、中学校5校（固定学級[知的障害]2校・[情緒障害]1校、通級指導学級[情緒障害等]2校）に特別支援学級を設置し、特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備しています。
- 2 小中一貫教育推進基本計画に基づき、全中学校区で小中一貫教育を推進していく中、小中学校の連携を更に強化し、児童・生徒の実態に基づく9年間を見通した教育活動の充実が必要となります。
- 3 学校は、子どもたちが安心して学び、生活できる環境を整備するとともに、災害が発生した際、避難所としての役割を果たすための安全で安心な環境を整備する必要があります。
- 4 児童・生徒が知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育み、未来を切り拓く能力や態度を育成することが求められており、多様なニーズや価値観に適切に対応できるよう学校の教育力を高めていくことが必要です。

基本方針

教員研修の充実や学校施設を含めた教育環境の計画的な整備の推進に取り組むとともに、小中学校が連携し、特別支援教育や一貫性のある指導を行う小中一貫教育など、個々のニーズに対応した学校教育の充実を図ります。

基本的取組の内容

1 教育内容の充実

① 教育基本計画の推進

教育基本計画に基づき、教育に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

② 特別支援教育の推進

特別な支援を要する児童・生徒の個々のニーズに対応できる教育環境を整備するとともに、特色ある教育活動の一つとして都立特別支援学校等との交流活動を実施するなど、特別支援教育を推進します。

③ 小中一貫教育の推進【重点施策】

児童・生徒に対して一貫性のある指導を行うため、全小中学校で小中一貫教育推進基本計画に基づいて、小中学校の連携を強化した小中一貫教育を推進します。

④ 学力向上対策の推進

基礎的・基本的な学力の定着及び向上を図るとともに、子どもが自ら学び、自ら考える力を伸ばすために、個に応じた多様な教育を推進します。

⑤ 環境教育の推進

小宮ふるさと自然体験学校等を活用し、郷土の豊かな自然と触れ合う活動を通して、自然に親しみ、自然を大切にすることを育むとともに、地球環境の保全について考え、行動できるよう環境教育を推進します。

⑥ スポーツ教育の推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、児童・生徒がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようするため、スポーツ教育を推進します。

⑦ 国際理解教育の推進

小学校高学年では、「外国語活動」の時間において、AET(Assistant English Teacher)等を活用して外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、総合的な学習の時間において外国の生活や文化を学ぶことにより、国際理解教育を推進します。

⑧ 特色ある学校づくりの推進

学校評価、学校評議員制度等を活用して学校運営の改善・充実を図るとともに、学習指導要領の趣旨を生かした教育活動の充実を図り、地域の実態に即した特色ある学校づくりを推進します。

⑨ 教員の資質・能力の向上

多様化する教育課題に対応するため、課題研修や職層研修の充実を図るとともに、校内で実施するOJTの活性化を支援し、教員の資質・能力の向上を図ります。

⑩ 伝統文化理解教育の推進【重点施策】

地域の伝統文化活動を積極的に活用し、日本の伝統文化理解教育を推進するとともに、地域の伝統文化継承活動への参加を推進します。

⑪ 幼児教育の振興の支援

国や都の補助制度を活用して保護者の負担軽減を図るなど、幼児教育の振興を支援します。

⑫ 学校図書館の機能の充実

子どもたちの読書活動を推進するため、公共図書館との連携を図りつつ、学校図書館の機能の充実を図ります。

⑬ 友好姉妹都市栗原市の中学生との相互交流の充実

両市の生徒の親睦を図るため、友好姉妹都市栗原市（宮城県）の中学生との相互交流の充実を図ります。

2 教育環境の整備

① 情報化社会に対応した教育環境の整備

情報機器の導入やコンピュータ教育を積極的に推進するなど、情報化社会に対応した教育環境の整備を図ります。

② 学校施設の非構造部材の耐震化の推進

安全な教育環境と避難所としての機能を確保するため、小・中学校の校舎や体育館の天井や照明器具など、非構造部材の耐震化を推進します。

③ 老朽化した学校施設の改修・改善の推進

施設・設備の老朽化の著しい部分を中心に改修や改善を推進します。

④ 学校保健の充実

各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。

⑤ 遠距離通学に対する支援

小宮地域の児童・生徒及び戸倉地域の児童の通学手段の確保とその支援に取り組みます。

⑥ 子どもの安全確保の推進

学校安全推進会議の開催やスクールガード・リーダーの配置等を行い、学校安全ボランティアと連携して、地域ぐるみで子どもの登下校時等の安全確保を推進します。

⑦ 学校施設の計画的整備

校舎、体育館、校庭やプールなど、学校施設の大規模な整備を計画的に推進します。

⑧ 学校給食センター整備計画の推進

学校給食センターについては、老朽化した3か所のセンターを1か所に集約するなど、学校給食センター整備計画に基づき、新しい学校給食センターの整備を進めます。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第5節 社会教育推進体制の整備

現状と課題

- 1 社会教育の拠点施設である図書館における平成24年度の人口に対する個人登録者の割合は、45.22%であり、市民1人当たりの蔵書数は、6.36冊となっています。
(平成25年3月末現在)
- 2 図書館施設は、利用者の利便性の向上や業務の効率化を図るため、ＩＣ化などの施設・設備の充実が求められています。
- 3 五日市憲法草案やミエゾウの化石、日本で初めてフローレンス・ナイチンゲール記章を受章した萩原タケ女史などの資料を五日市郷土館で展示していますが、郷土学習ニーズに応えるため、貴重な文化財の更なる活用が求められています。

基本方針

市民が、生涯にわたって多様な学習機会を選択して学ぶことができるよう、学習の機会や場を提供するなど、社会教育推進体制の整備を図ります。

基本的取組の内容

1 社会教育の拠点整備

① 図書館施設、設備の整備・充実

いつでも・どこでも・だれもが学び、求める情報が活用できるよう、自動貸出機や無人予約提供設備、インターネット環境に対応した設備など、図書館施設、設備の整備・充実を図ります。

② 図書館の広域的連携の推進

市民が利用できる図書・資料の増加と専門性の向上を図るため、近隣の市町村図書館、大学図書館等との広域的連携を推進します。

③ 図書館の電子情報提供の推進

五日市憲法草案など、そのままでは公開・活用の図れない貴重な資料の電子データ化を進め、電子化された資料の充実を図るとともに、インターネット等を活用した電子情報提供を推進します。

④ 障がい者等への図書館サービスの向上

視覚障がいなどで通常の方法では読書が困難な方や図書館に来館することができない方に対し、対面朗読や録音資料の作成、郵送サービスなどを行い、図書館サービスの向上を図ります。

⑤ 図書館ボランティアの育成

ボランティア活動のための技術や知識の習得を支援するとともに、市民との協働による図書館サービスの推進ができるよう活動の場を拡大させ、図書館ボランティアを育成します。

⑥ 地域・行政資料の収集と情報提供の充実

地域の課題解決や歴史・文化の調査研究等に資するため、地域・行政資料の収集と情報提供の充実を図ります。

2 文化財の保護・活用の推進

① 文化財保護の推進

五日市郷土館及び二宮考古館において、民具や考古資料などの文化財を収集・展示し、適正に保管します。また、収蔵資料の整理や調査研究を進め、収蔵施設の充実を図ります。埋蔵文化財については、開発工事に対し、必要に応じて調査を実施するなど、適切な保護を図ります。さらに、文化財の指定を進め、その保存・伝承を推進するため、都や所有者等との調整を図るとともに、指導・助言を行います。

② 文化財の活用の推進

五日市郷土館及び二宮考古館の収蔵資料を活用した常設展示や企画展、旧市倉家住宅での年中行事の展示などにより、文化財の活用を推進します。また、各種の文化財資料の電子データ化を進め、図書館のホームページに掲載するなど、文化財情報の活用を推進します。

③ 文化財の啓発

文化財に関する各種の講座や体験教室を開催するとともに、「郷土あれこれ」などを発行して市の歴史や民俗、自然などの特質に対する市民の理解を図ります。また、東京文化財ウィークの開催に際し、指定文化財の所有者による公開を支援するなど、文化財に関する啓発を図ります。

④ 伝統芸能保存活動の支援【重点施策】

囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の上演に必要な道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。さらに、全国地芝居サミットを開催し、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存活動を支援します。

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして

第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

現状と課題

- 1 市民が生涯を通じて、文化・レクリエーション活動に親しむことができるよう、施設の適正な維持管理、活動機会の提供、拠点施設の充実などが求められています。
- 2 秋川キララホールは、市民の文化創造と交流の拠点として、芸術文化活動の充実が求められています。
- 3 生涯を通じてスポーツに親しめる環境づくりを推進するための事業展開が求められており、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブとして「アスポルト」と「五日市クラブ」が設立されました。
- 4 市内の成人の74パーセントが運動不足と感じていることや子どもの体力低下の問題が指摘されていることから、2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画できる機会を充実する必要があります。

基本方針

生涯を通じて文化、レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツができる環境づくりを推進するための施策を展開することにより、文化・スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

基本的取組の内容

1 芸術文化の振興

① 文化、レクリエーション活動の拠点施設の充実

生涯を通じた文化、レクリエーション活動を支援するため、その拠点施設である社会教育施設の充実を図ります。

② 公民館事業の充実

公民館では、絵画、舞踊等の芸術鑑賞の機会や芸術文化の学習機会の提供、寿大学などの主催事業の充実を図るとともに、市民による各種サークル活動や仲間づくりを支援します。

③ 秋川キララホールの利用促進

施設の音響の良さを活かしたあきる野らしい芸術文化活動に取り組むとともに、市民等が音楽、演劇等を発表し、鑑賞する場として、その利用促進を図ります。

④ アートスタジオ五日市の活用

「アーティスト イン レジデンス」事業の実施により、児童・生徒、地域住民に対して、芸術文化に触れる機会を提供するなど、アートスタジオ五日市の活用を図ります。

2 郷土学習の振興

① 郷土学習の支援

市民が文化財に触れ、身近に親しむ機会を提供するため、指定文化財の公開促進を図ります。また、市民解説員に対して解説研修を行うとともに、社会科授業での解説など活動の場を提供し、その充実を図ります。さらに、五日市郷土館及び二宮考古館において文化財関係の情報を提供し、利用者の郷土学習を支援します。

3 スポーツの推進

① スポーツ推進計画の推進

スポーツ推進計画に基づき、基本理念を『みんなでつくろう「スポーツ都市あきる野」～誰もが元気でスポーツに親しむ健康なまちづくりを目指して～』と位置づけて、スポーツ振興施策を体系的に推進します。

② スポーツ活動の機会の充実【重点施策】

誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市体育協会や総合型地域スポーツクラブ等と連携し、多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機会の充実を図ります。

③ スポーツ施設の整備・充実

既存のスポーツ施設を改修し、安心してスポーツに親しむ環境を整備するとともに、附帯設備の計画的な整備により、スポーツ活動を楽しめる場の充実を図ります。

④ スポーツ活動を支援する環境の整備

スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市体育協会所属の指導者などやボランティアの育成・支援、総合型地域スポーツクラブの活動支援などに取り組み、スポーツ活動を支援する環境を整備します。

⑤ 市の特性を活かしたスポーツ推進

2020年のオリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したことを契機に、市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康の増進や体力向上を積極的に図るようになるため、豊かな自然環境を活かしたスポーツやトップアスリートとの交流など、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～

第1節 財政運営の健全化

現状と課題

- 1 市の財政は、歳入の根幹を成す市税収入が低迷する中、公債費が高止まり、障害者福祉費などの社会保障関係経費が増加するなど、厳しい状況が続いています。
- 2 民間委託等による施設の効率的な運営や業務の効率化により、経費の削減を図るとともに、不用財産の処分や新たな財源の発掘、有料広告の拡大の取組などにより、財源の確保に取り組んでいます。
- 3 経常収支比率は、平成19年度決算で100%を超え、102.1%でしたが、行財政改革の取組などにより、平成24年度決算では94.8%となり、7.3ポイント改善しています。
- 4 財政調整基金は、平成20年度末の残高が1.7億円まで減少しましたが、平成24年度末の残高は12.0億円となっています。

基本方針

積極的な財源の確保や事務の効率化等による歳出抑制に取り組むなど、市民の要望に柔軟に対応できる強固で弾力的な財政体質を確立するため、財政の健全化に向けた取組を推進します。

基本的取組の内容

1 計画的な財政運営

① 財政健全化の推進

厳しい財政状況の中、財政健全化に向けた取組を一層強化し、強固で弾力的な財政体質を確立します。

2 財源の確保

① 自主財源の確保に向けた取組

不用財産の処分や有料広告の拡大を図るとともに、寄附を活用したまちづくりを進めるなど、自主財源の確保に向けた取組を推進します。

② 課税客体の適正な把握と徴収率の向上

税負担の公平・公正の観点から、徹底した実態調査等により、課税客体の適正な把握に努めるとともに、滞納処分の強化し、徴収率の向上に取り組めます。

③ 計画的な産業立地の誘導（再掲）

圏央道の整備効果や都市基盤の投資効果を最大限に生かし、地域経済力の強化に資する産業系土地利用の増進を図るとともに、周辺市街地との調和や自然環境の保全に配慮した産業基盤を整備し、計画的な企業立地を誘導します。特に、武蔵引田駅周辺地区や秋川高校跡地においては、産業系のまちづくりにより、一体的な企業立地を進めます。

3 事務経費の合理化

① 事務事業の見直し

事務事業の評価を行い、一定の成果を上げたもの、行政需要の減少したものなどは、見直しを行います。

② 民間委託化の推進

市民サービスの向上とともに経費の節減、合理化を図るため、民間が実施可能な分野について、民間活力の導入を計画的に推進します。

③ 学校給食センター整備計画の推進（再掲）

学校給食センターについては、老朽化した3か所のセンターを1か所に集約するなど、学校給食センター整備計画に基づき、新しい学校給食センターの整備を進めます。

④ 受益者負担の適正化

使用料、手数料については、定期的に検証を行い、受益者負担の適正化を推進します。

⑤ 補助金・負担金の適正化

補助金・負担金については、社会状況や市民ニーズの変化等を踏まえ、目的や効果等、公益上の必要性を検証しながら、常に見直すことで適正化を推進します。

4 適正な資産管理

① 未利用地等の利活用の推進

普通財産における未利用地等は、未利用地等利活用基本方針に基づき、利活用方針の明確化や売却に必要な条件整備を行い、売却、貸付け等を推進します。また、多様な手法による資産活用の観点から、総合的な資産管理、活用について検討します。

② 企業会計的手法の活用

資産・債務管理の適正化と財務情報の透明性の向上のため、民間の企業会計的手法（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計画書及び資金収支計算書の財務書類4表）を活用した行財政運営を進めます。

③ 土地開発公社の経営健全化

土地開発公社については、土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、公社の解散を前提にしつつ、保有する土地の処分等による簿価総額の縮減に努め、経営健全化に取り組みます。

④ 第三セクターの適正運営

株式会社秋川総合開発公社と新四季創造株式会社の第三セクターについては、社会経済情勢の変化を踏まえた効率的かつ適正な運営の指導に努めます。

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～

第2節 行政体制の効率化

現状と課題

- 1 体育館や図書館等では、利用者アンケート等を実施し、市民の声を市政に反映する取組により市民サービスの向上に努めています。
- 2 指定管理者制度を導入している施設は、平成25年12月現在、体育施設を始め17施設となっています。施設管理の合理化を進めながら、市民サービスの向上が図れるよう、モニタリング（点検・評価）を的確に継続していく必要があります。
- 3 施設の老朽化や人口減少、少子高齢化など、公共施設を取り巻く環境の変化を踏まえ、施設のあり方について検討する必要があります。
- 4 高度情報社会の進展に伴い、インターネット環境を活用した多様な市政情報の発信が求められています。

基本方針

情報通信技術の活用や建物等の長寿命化による施設管理の合理化などを図りながら、行政体制の効率化を推進します。

基本的取組の内容

1 情報通信技術の活用

① 行政サービスの向上と効率化

I C T（情報通信技術）を有効に活用するため、高速・安定かつ大容量通信に対応した庁内情報インフラを整備するとともに、外部のインターネット環境等を活用することにより、行政手続きの電子化を推進し、行政サービスの向上と効率化を図ります。

② 地域情報化の推進

I C Tを有効に活用して、市民生活に関わる様々な分野において、タイムリーな情報の提供を行い、地域情報の共有を図るとともに、市内のI C T環境整備の促進等、地域づくりを支えるための情報化に取り組みます。

③ 市政情報の発信【重点施策】

高度情報社会に対応するため、ホームページや双方向でコミュニケーションが可能なS N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用して、市政情報を発信します。

2 施設管理の合理化

① 施設の総合的管理の推進【重点施策】

建物等の長寿命化や予算の平準化、財政負担の軽減等を図るため、公共施設保全計画に基づき、施設を計画的に修繕するとともに、施設の統廃合や用途変更などによる再編を検討するなど、施設の総合的な管理を推進します。

② 指定管理者制度の適切な運用

指定管理者が管理する公の施設については、安定的かつ継続的なサービスの提供ができているか、どの程度サービス水準の向上と経費の削減が図られているかをモニタリングするとともに、利用者アンケート等の結果を施設の運営に反映させるなど、指定管理者制度の適切な運用を図ります。

③ 公共サービスの利便性向上

公共施設において良好なサービスを提供するため、利用者の推移や維持管理経費等の状況を把握するとともに、住民票の交付などの公共サービスについては、利用者の声を反映させる仕組みにより、利便性の向上を図ります。

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～

第3節 組織・人事体制の活性化

現状と課題

- 1 職員数については、平成15年度に560人でしたが、少数精鋭主義による組織の簡素化や定員の適正化等により、平成25年度は430人であり、職員一人当たりの市民数を比較すると、142人から190人になっています。
- 2 質の高い行政サービスを実現するため、職員研修を実施しており、平成24年度の職員一人当たりの実施回数は2.5回となっています。
- 3 職員の窓口サービスに対する市民の評価は、平成25年度に実施した市民アンケート調査では、「満足」「まあ満足」と答えた割合が46.1%となっており、満足度の向上に努める必要があります。
- 4 地方分権の進展により、国と地方の役割分担が明確にされ、地方公共団体は自らの判断と責任により地域の実情に沿った効率的かつ効果的な行政運営が期待されており、職員には、政策形成能力や法制執務能力の向上などが求められています。
- 5 自然災害の発生や新型ウイルスの感染拡大、テロ行為等の重大事件など、市民生活を脅かす危機に対して、迅速・的確に対応し、市民の安全・安心を確保する必要があります。

基本方針

新たな行政課題等に対応するため、効率的な組織の見直しや人材育成基本方針に基づく人材育成、危機管理体制の整備などにより、組織力及び職員の能力の向上を図り、組織・人事体制の活性化を図ります。

基本的取組の内容

1 組織・機構の合理化

① 簡素で効率的な組織の見直し

新たな行政課題や市民ニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるよう、簡素で効率的な組織の見直しを行います。

② コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化の推進

意思決定の正確化や迅速化を図るため、セキュリティ対策に取り組みながら、コンピュータ・ネットワークの活用による情報の共有化を推進します。

2 人事の合理化

① 人事の活性化

人事評価制度と任用制度の運用や効果的な人員配置などにより、人事の活性化を推進します。

② 定員適正化の推進

年齢層のバランスを図りながら適正な職員定数の組織づくりを行うため、定員の適正化を推進します。

③ 職員研修の充実

人材育成基本方針に基づき、地方分権の進展に対応し、意欲と情熱を持って新たな課題の解決に取り組む柔軟な発想と高い能力を有する職員を育成するため、職員研修の充実に図ります。

3 危機管理体制の整備

① 危機管理体制の整備

市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備します。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～

第4節 市民参加の推進

現状と課題

- 1 防災・安心地域委員会や地域経済活性化本部、森林サポートレンジャーの取組など、市民や市民活動団体、民間団体などと協働により、地域の課題解決を図っています。
- 2 市民参加を推進するためには、市民と行政が情報を共有することが重要であり、市広報紙やホームページ等による広報、市長への手紙や市民アンケート調査等による広聴の取組の更なる充実が求められています。平成24年度のホームページへのアクセス件数は、481万件であり、市長への手紙は、129件寄せられています。
- 3 市民の意見を市政に反映させるため、パブリックコメントや各種委員会委員への市民参画等に取り組んでいますが、更なる推進が求められています。

基本方針

行政運営の透明性を確保し、市民等と市政情報の共有化を図るとともに、多様な手段により、市政運営への市民参加の推進を図ります。

基本的取組の内容

1 市民活動の推進

① 協働のまちづくりのあり方の構築

市民や市民活動団体、民間団体などと行政の役割・責任を明確にし、市民と協働のまちづくりを推進していくため、そのあり方を構築します。

② 町内会・自治会活動の支援（再掲）

地域力の向上と地域組織の充実を図るため、町内会・自治会連合会の会報を市のホームページに掲載するとともに、町内会・自治会が地域の課題を解決するために自主的・自発的に行う取組などを支援します。

③ 市民組織との連携・協働

活気あるまちづくりを推進するため、NPOなどの地域で活動する組織を支援するとともに、防災・安心地域委員会を始めとする様々な市民組織と公的機関、民間団体等との連携・協働を図ります。

④ 市民組織・ボランティア組織の活動環境の整備

各種市民講座の充実を図るとともに、市民活動の場を確保し、市民組織・ボランティア組織の活動環境を整備します。

⑤ アダプト制度による市民参加の推進（再掲）

道路、水路、公園等の公共施設において市民等が自発的に緑化、美化、清掃等の活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度による市民参加を推進します。

2 透明性の向上

① 市政情報の共有化

協働のまちづくりを推進するため、市民が知りたい情報を積極的に提供し、市政情報の共有化を図るとともに、オープンデータの活用を促進します。

② 広報の充実

市広報紙の内容を充実させるとともに、ホームページや携帯サイトにより、市民ニーズに対応した情報提供を進めるなど、広報の充実を図ります。

③ 広聴の充実

市長への手紙制度の活用や地域懇談会、パブリックコメントの実施により、直接市民の意見を聴く場の充実を図るとともに、市民アンケート調査などの実施により、広聴の充実を図ります。

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～

第5節 広域行政の推進

現状と課題

- 1 市民の生活圏は、市域を越えて広がっており、様々な社会経済情勢の変化により、自然環境の保全や防災対策、都市基盤の一体的な整備など、市域を越える広域的な取組に関する政策課題が増えています。
- 2 広域的な課題について、柔軟かつ効率的に対応できるよう、周辺の市町村との連携により課題解決を図る必要があるため、「西多摩地域広域行政圏協議会」を設けています。
- 3 広域的な行政ニーズに対応するため、「秋川衛生組合」「西秋川衛生組合」「阿伎留病院企業団」「秋川流域斎場組合」「東京市町村総合事務組合」「東京都三市収益事業組合」などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。

基本方針

広域的な事業展開により住民サービスの向上を図るため、周辺市町村との連携強化を図り、広域行政を推進します。

基本的取組の内容

1 広域行政の強化

- ① 西多摩地域広域行政圏協議会等広域的組織の連携の強化
広域的な行政ニーズに柔軟かつ効率的に対応するため、西多摩地域広域行政圏協議会、秋川流域開発振興協議会等の広域的組織を通じて、自治体間の連携を強化します。
- ② 広域的な防災対策の推進
災害発生に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実するなど、広域的な防災対策を推進します。

2 関係自治体との連携

- ① J R五日市線沿線自治体等との連携
J R五日市線の利便性の向上や輸送力の強化等を促進するため、J R五日市線沿線自治体等と連携を図ります。
- ② 西多摩医療圏の公立病院関係自治体との連携
西多摩医療圏の公立病院の連携を強化し、阿伎留医療センターの役割を充実するため、関係自治体との連携を図ります。
- ③ 圏央道・幹線道路の早期整備に対する関係自治体との連携
広域的な交通ネットワークを構築し、地域間交流や業務機能の誘導を促進するため、圏央道や幹線道路の早期整備について、関連自治体と連携を図ります。
- ④ 関係自治体との連携による観光ルートや観光スポットの開発（再掲）
あきる野市、日の出町及び檜原市の3市町村の連携により、新たな観光ルートや観光スポットの開発を進めます。

- ⑤ 秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の整備に係る関係自治体との共同要請（一部再掲）
市内外の観光レクリエーションの振興を図るため、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園の遊歩道やトイレなどの整備について、関連自治体と共同で要請します。
- ⑥ 河川環境の整備・保全に係る関係自治体との連携（一部再掲）
親水性の高い秋川流域の河川の維持管理、水質保全を効果的に行うため、関係自治体と連携して河川環境の整備・保全を促進します。
- ⑦ 姉妹都市、友好都市との交流の充実（一部再掲）
友好姉妹都市栗原市及び友好都市大島町との教育分野や産業分野での交流の充実を図ります。また、国際姉妹都市マールボロウ市との中学生の相互派遣や市民レベルでの交流を促進します。
- ⑧ 区部の自治体との連携強化
「みなと区民の森」や「新宿の森・あきる野」の取組を行っている区部の自治体等との更なる連携を図ります。
- ⑨ 水道水の安定供給の確保
東京都水道局との連携を図り、水道施設の整備の充実と水道水の安定供給の確保を促進します。